

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

平成 22 年 1 月に「ねんきん定期便」が送られてきたが、昭和 50 年度の国民年金保険料の納付状況が確認できないとして、「****」と印字されていたので驚いた。私は 50 年度分については全て納付していると記憶していたので、年金記録に誤りがあるとして年金加入記録回答票を返送したところ、年金事務所から、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までは納付済みとなっているが、51 年 1 月から同年 3 月までは未納であるとの回答があった。

当時、親からも国民年金保険料を納めるようにと厳しく言われており、私自身も保険料を納付することは義務だと思っていたので、納付しなかったり、納付することを忘れていたりということはありません。申立期間の保険料は A 町役場で納付したと記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上に、オンライン記録によると、申立人は、昭和 49 年に国民年金に加入し、50 年 9 月の結婚後も引き続き任意加入して以降、5 回の転居に伴う全ての国民年金の住所変更の手続、さらにその後の種別変更の手続を適切に行い、申立期間を除き、全ての国民年金被保険者期間の国民年金保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は改製原戸籍の附票により、申立期間前の昭和 50 年 10 月 9 日に A 町（現在は、B 市）に転居していることが確認できることから、国民年金手帳記号番号払出簿に、社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳の移管手続が同年 12 月 19 日に行われた旨の記載があることから、申立人は申立期間より前に国民年金に係る住所変更手続を行っていたことが推認でき、申立てのとおり、申立人は同町で申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、申立期間①は19万円、申立期間②のうち、平成20年9月から21年3月までは19万円、及び同年4月から同年8月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間③の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①、②及び③に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間④に係る標準賞与額の記録を19万円、申立期間⑤に係る標準賞与額の記録を27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間⑥の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで
③ 平成 21 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 平成 20 年 7 月 10 日
⑤ 平成 20 年 12 月 10 日
⑥ 平成 21 年 7 月 10 日

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額について、年金事務所に確認したところ、記録に相違が無い旨の回答をもらったが、届け出されている標準報酬月額が実際の給与額よりも低額となっている。

また、平成 20 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 21 年 7 月 10 日に支給された賞与についても記録が無く、事業所から標準賞与額の届出がなされていないものと思われる。

申立期間に係る給与明細書及び賞与明細書を保管しており、事実と相違しているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 20 年分及び 21 年分の給与明細書（以下「給与明細書」という。）並びにA社が提出した平成 21 年分源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、両申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の両申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①に

については 19 万円、また、申立期間②のうち、平成 20 年 9 月から 21 年 3 月までは 19 万円、及び同年 4 月から同年 8 月までは 20 万円に訂正することが妥当である。

申立期間③については、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 12 月 5 日に 16 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、申立期間③に係る給与明細書及び賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人が提出した申立期間④及び⑤に係る賞与明細書により、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間④は 19 万円、及び申立期間⑤は 27 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の賞与明細書には、いずれも賞与の支給日が記載されていないものの、A 社からの回答、申立人の供述内容等から判断すると、申立期間④に係る賞与の支給日は平成 20 年 7 月 10 日、及び申立期間⑤に係る賞与の支給日は同年 12 月 10 日であると推認できる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間⑥については、申立人が提出した平成 21 年夏期分の賞与明細書及び賃金台帳から、申立人はその主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の賞与明細書及び賃金台帳のいずれにも賞与の支給日が記載されていないが、A社からの回答、申立人の供述内容等から判断すると、申立期間⑥に係る賞与の支給日は平成 21 年 7 月 10 日であると推認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 12 月 2 日に、事業主から届出を行っていなかったとして申立人の申立期間⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を隣組の集金人に対して又は金融機関において支払っていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を隣組の集金人に対して又は金融機関において支払っていたと主張しているものの、納付時期、納付金額、納付場所等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の保険料は 3 か月ごとに納付することとされていたところ、申立期間については、計 10 回を納付することになるが、国民年金手帳記号番号が特定され住所の変更も無い状況下で、10 回の全てについて事務処理誤りが起きることも考え難い。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿では昭和 53 年 4 月から 58 年 9 月までの保険料の納付は確認できるものの、申立期間については保険料が納付された記録は見当たらない。

加えて、申立期間直後の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失届は、平成 2 年 5 月 8 日に遡って入力処理されていることから適切な届出が行われていなかったことが確認できる上、申立人の記録には、申立期間以外にも複数の未納期間及び未加入期間が見受けられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

大学在学時代に A 県 B 市の実家の母が、私の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。そして、大学卒業直前に年金手帳を渡されたと記憶している。

昭和 51 年 7 月に C 県に本社を置く D 社に就職したときに、総務課から年金手帳の提出を求められたので提出し、その後、同社を退職する際に、「返した。」、「返してもらっていない。」と押し問答になったが、結果的に返してもらえず、総務課の手続によって新たに C 県から現在所持している年金手帳が交付された。

平成 10 年頃、E 市役所で私の納付記録を調べてもらったところ、申立期間の保険料が未納となっていることが判明した。そこで、F 社会保険事務所（当時）に出向いたところ、同姓同名で、かつ同じ生年月日の者の記録が 2 件あると言われたので、過去の経緯を説明し、その 2 件の統合を求めたが、「基礎年金番号は一人に一つ。」、「未納とされている期間の保険料を納付したという証明を出せ。」と言って拒否された。

以上のような経緯から、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 5 月頃に G 市で払い出されており、それ以前に B 市で別の記号番号が払い出された記録は無く、払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の母親は婦人会を通じて申立人の申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、B市には、昭和 51 年 7 月 11 日に申立人がG市からB市に住民票を異動した際に作成されたと推認される国民年金被保険者カードが保管されており、仮にそれ以前にB市で払い出された記号番号があったとすれば、この時点で納付記録が統合されることとなるが、同カードにはG市で払い出された記号番号が記載されているのみで、別の記号番号及び記録の統合に係る記載は見られないことから、B市では記号番号は払い出されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立内容にある平成 10 年頃のF社会保険事務所でのやりとりに関連して、申立人に事情聴取を行いつつ、社会保険オンラインシステムによる検索等を行ったところ、申立人の基礎年金番号となっているG市で払い出された国民年金手帳記号番号、及び申立人がD社に就職したときに払い出され、後に基礎年金番号に統合された厚生年金保険記号番号以外の記号番号を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで
私が20歳になったため、私の父が私の国民年金の加入手続きを行い、両親が国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月に払い出され、申立人は学生が第1号被保険者として国民年金に強制加入しなければならなくなった同年4月1日付けで国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の両親は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が20歳に到達した時点においては学生であったところ、平成3年3月以前は、学生は任意で国民年金に加入することとなるが、その手続きが行われた事跡は見当たらず、前述の記号番号が払い出された時点においては、制度上、20歳到達時点まで遡って被保険者資格を取得することもできない。

さらに、申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、両親が保険料を納付していたと主張しているが、父親は加入手続き及び保険料の納付についての記憶は定かではないこと、及び母親は保険料の納付に関与していないと供述していることから、申立期間当時の納付状況等が不明である。なお、申立人の兄についても学生期間において、国民年金へ任意加入する手続きが行われた事跡は見当たらない。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年9月までの期間及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年9月まで
② 平成5年3月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。申立期間当時、私は海外に留学していたため、母が平成5年3月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳到達時からの国民年金保険料を毎月遡って納付していた。

申立期間①については、父に平成5年冬のボーナスが支給されたので、母が申立期間①を含む4年1月から同年10月までの国民年金保険料をB金融機関（現在は、C金融機関）で5年12月20日に一括して納付したにもかかわらず、私の国民年金保険料の納付記録は4年10月だけが納付済みとなっており、納付書・領収証書も同月分しか無いため、残りの9か月分の納付書・領収証書については、納付先であるB金融機関の担当者から渡されなかったものと思う。

申立期間②については、母が平成5年3月に国民年金保険料の口座振替の手続を行い、同年4月以降の国民年金保険料が父の預金口座から振り替えられているが、母は、申立期間②の国民年金保険料については納付書で納付したと言っている。

母が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、父親の平成5年冬のボーナスから、申立期間①を含む4年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料として9万7,000円を準備し、母親が5年12月20日にB金融機関で一括納付したと主張

しており、申立期間①に係る納付書・領収証書については、当該金融機関が渡さなかったものと思うと供述しているが、申立人の母親が納付書に記載された保険料額を基に積算したとする納付額9万7,000円は、当該期間の国民年金保険料の合計金額と相違している。

また、C金融機関は、「申立期間当時の証拠書（領収控え）は保存期間の経過により廃棄済みであるため、詳細については不明であるが、窓口において一部の期間のみの納付書・領収証書を納付者に渡すことは無かった。」と回答している。

さらに、申立期間②について、申立人の母親は、「平成5年3月に娘（申立人）の国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料の口座振替の手続も行い、同年4月以降の保険料が夫の預金口座から振り替えされたと記憶している。娘の国民年金保険料の納付については、申立期間②を含め、3年6月分以降の国民年金保険料を5年5月から毎月、B金融機関において遡って納付しており、保険料納付後の納付書・領収証書については、領収証書保管用の袋に入れていた。」と供述しているものの、申立期間②に係る国民年金保険料の納付書・領収証書は保管されていない。その上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人と同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認される申立人の妹については、当該期間の国民年金保険料を現年度納付した際の国民年金保険料領収証書が保存されていることを踏まえると、申立人の母親は、申立人の5年4月からの現年度保険料に係る口座振替の手続を行った後、申立期間②に係る国民年金保険料について、納付書による納付を失念した可能性がうかがえる。

加えて、申立人の母親は、「娘（申立人）の申立期間②に係る保険料及びその妹の保険料の二人分の国民年金保険料については、平成5年4月19日に一緒に納付した。」と供述しているが、申立人が所持する当該期間前の国民年金保険料領収証書により、申立期間②に係る保険料の納付書は、その後の同年5月17日に発行されていることが確認でき、供述内容に不自然さがうかがわれる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親からは明確な供述を得られないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
昭和 59 年 2 月 1 日から 60 年 3 月 17 日まで A 事業所に継続して勤務しており、途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している記録は事実と相違しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が提出した申立人に係る「職員名簿」及び申立人の出向元である B 事業所が提出した申立人に係る人事記録により、申立人が、申立期間において、A 事業所に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、供述を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の A 事業所における被保険者資格の取得日は昭和 59 年 8 月 1 日となっており、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A 事業所は、「申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除については、根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人は昭和 59 年 2 月 1 日に厚生

年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月1日に同資格を喪失した後、同年7月1日に新たな健康保険の整理番号で同資格を再度取得していることが確認できる上、申立人が同年3月1日に同資格を喪失したことに伴い、健康保険被保険者証を返納したことを示す「59. 3. 5 証返」の記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 6 月 15 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間においてはA町立B事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA町立B事業所で撮影したとする写真及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A町立B事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、A町役場についても、厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成3年9月1日であり、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C市（当時は、A町）は、「申立人の申立内容を確認できる資料は保管していない。A町は、年金事務所の記録どおりに平成3年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当したとして届出を行った。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。